

令和4年度 奈良県いじめ対策委員会 概要

1 開催日時 令和4年12月23日（金） 9：30～11：30

2 開催場所 奈良県庁 教育委員室

3 出席者 ○ 委員

田辺委員長、大橋委員、太田委員、川上委員、林委員

○ 県教育委員会

教育長

事務局職員

教育次長

人権・地域教育課長、高校の特色づくり推進課長補佐

教育研究所教育支援部長、同指導・支援係長、同相談係長、

同指導・支援係指導主事

- 4 議 事
- (1) 奈良県のいじめの現状について
 - (2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について
 - (3) 個別の情報等が含まれる事案等について
 - (4) 「いじめモニタリングシステム」の開発について
 - (5) その他

○ 公開・非公開の別

(1) 公開

(2) 公開

(3) 非公開

(4) 非公開

(5) 非公開

※「審議会等の会議の公開に関する指針3の（ウ）」に規定される事項が含まれる可能性が高いため

5 議事概要

(1) 奈良県のいじめの現状について

- 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における奈良県の「1,000人当たりの認知件数」における国公立小・中・高・特別支援学校の合計は前年度より7.5ポイント増加し60.0件となった。この数字は平成27年度以降7年連続して全国平均を上回っている。「校種別」では、小学校で認知件数が多く、積極的な認知がされている。県教育委員会としては、いじめの些細な兆候であっても積極的に認知し、対応に繋げていくよう各学校に求めており、認知件数が多いことを肯定的に捉えている。
- 「解消率」は、前年度より9.7ポイント増加し83.2%となり、3年振りに全国平均を上回った。増加した要因としては、令和3年度より取り組んでの「いじめ防止強化月間」（12月）があると考えられる。「人権を確かめ合うアンケート」を実施し、その後、各学校で面談等を行い、些細な、軽微ないじめも見逃さずことなく認知がされている。
- 「発見のきっかけ」については、全国に比べて「アンケート調査などの学校の取組により発見」の割合が高いことが、奈良県の特徴である。また、「態様」については、各校種とも「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、つづいて、小・中学校では「軽く

ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が2番目に多くなっている。高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が2番目に多い結果となった。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」については、小・中学校でも増加傾向が見られる。

※ 各委員より、「アンケート実施により、いじめ認知が全国平均を上回っていることは素晴らしいことだと思う。」「県教育委員会が主体性をもって実施時期等について事前に学校に知らせて、各学校がいじめ防止基本方針の中で日程等を掲載することで意識のもち方も変わってくる。」「記名式か無記名式とするかは、実施後どのような対応をするかで使い分けることが大切である。」等の意見が述べられた。

(2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について

- 「こころといじめのアンケート」を6月に県一斉、悉皆で実施した。今年度から「いじめに関するアンケート調査」を「こころと生活等に関するアンケート」に組み込み、一人一台端末を活用したアンケートとして実施した。また、本年度は、アンケート実施後、全ての公立学校において「スクリーニング会議」を実施した。スクリーニング会議には、全ての学校にスクールカウンセラーが参加できるよう追加配置した。次年度の実施方法については、改めて2つのアンケートに分割して実施することを検討している。
- 「各種教育相談」では、従来の来所・電話・メールの他に、SNSによる相談を行うなど多様なツールづくりを進めている。メール相談では、今年度から一人一台端末を所有し、いいネットアカウントも付与していることから、小学生も対象に加えた。昨年度から2つの期間で行っている「SNS相談ならCocoroライン」については、第1期（8月～9月）に1,700件あまりのメッセージを受信し、相談を実施した。
- スクールカウンセラーを全公立義務教育中学校、全県立高等学校及び公立小学校20校に配置している。スクールソーシャルワーカーは、今年度1名増員となり9名を6市13町12村及び全県立学校に派遣しており、小・中学校においては拠点校を中心に支援を行っている。児童相談員は、公立小学校20校に配置し、いじめ被害や不登校等に悩む児童の支援を行っている。
- 令和3年度から毎年12月を「いじめ防止強化月間」の本格的運用を始め、県はいじめ防止対策の一層の強化を図っている。具体的には、「人権を確かめあうアンケート」の実施、各学校においていじめ対策会議の開催及び「学校いじめ防止基本方針」の再確認、未解消事案への組織的な取組等を行った。アンケート実施後は、各学校で全体指導において活用するとともに、各面談等を実施しながら個別の対応を行っている。

※ 各委員より、「12月のいじめ防止強化月間の取組が進められていることがよく分かったが、各学校が具体的にどのような取組をしているのか情報を整理することも大切である。」「メール相談の回答を早める方法を検討してほしい。」「SNS相談についても、翌朝には1回目の返信ができる方法を決めておくことが大切である。」「法に基づいたいじめ認知については浸透してきているが、法に基づく認知後の対応については各学校に周知していく必要がある。」等の意見が述べられた。

(3) 個別の情報等が含まれる事案等について（非公開のため不掲載）

(4) 「いじめモニタリングシステム」の開発について（非公開のため不掲載）

(5) その他（非公開のため不掲載）